奈良県告示第三百四十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成二十三年一月二十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

登録番号（奈良県）	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第四八三号	肉かす粉末	8・0肉かす粉末	窒素全量 八・〇	公定規格のとおり	平成二十八年九月十一日	鳥山孝宣 橿原市四分町二八六番地の三
第七三一号	混合有機質肥料	混合有機質肥料3号	窒素全量 八・〇 りん酸全量 六・〇	公定規格のとおり	平成二十五年十一月十三日	鳥山孝宣 橿原市四分町二八六番地の三
第七五九号	わたみ油かす及びその粉末	6・0綿実油粕粉末	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・五	該当なし	平成二十八年十一月十六日	志野作司 磯城郡三宅町字但馬三四二の三
第七六八号	副産植物質肥料	グルテンフィード	窒素全量 二・八 りん酸全量	該当なし	平成二十八年十二月三日	三和澱粉工業株式会社 橿原市雲梯町

一・五	加里全量	一・二
五九四番地		